

オークネット
バイクオークション
共有在庫

運営規定

2026 年 1 月 29 日

目次

運 営 規 定

- 第 1 章 参加
- 第 2 章 出品・落札
- 第 3 章 検査
- 第 4 章 陸送
- 第 5 章 名義変更預り金
- 第 6 章 クレーム
- 第 7 章 盗難情報回答業務について
- 第 8 章 走行距離管理システムについて
- 第 9 章 細則 手数料規定
- 検査員資格基準
- 「ホンダ・モトオーク」制度に関する特約条項

第1章 参加

第 1 条(参加資格)

- 1.オークネット会(以下「当会」という)の参加資格者は、原則として市場規約第5条の諸条件を充足し、かつ(株)オークネット(以下「当会」という)が参加を認めた者とする。
- 2.当会は公共的なものであるため、会員は社会道徳を重んじ、会員たるにふさわしい行状の保持に努められる者とする。

第 2 条(オークション・共有在庫等参加)

当会のバイクオークション、共有在庫その他の各市場(以下「オークネット各市場」という)に参加するには、前条の参加資格を得た会員が、次項の手続きを完了及び遵守しなければならない。

- ①オークネット各市場参加の為にオークネオステーション参加契約書を締結すること。
- ②会員番号(IDナンバー)が決定すること。
- ③出品店は、事前に消費税の適格請求書発行事業者の登録を行い、その登録番号を当社に届け出なければならない。また、当該登録番号が有効でない、もしくは無効等(一時的も含む)になった場合、当会の判断により、出品店に対し出品制限を含めた参加制限を行うことができるものとする。
- ④出品店は、適格請求書発行事業者登録番号やその他当会に届け出た事項が真実かつ正確であることを保証するとともに、これに変更があった場合は当会の定める方法により遅滞なく当会に通知しなければならない。
- ⑤出品店が前項の定め違反したときはその一切の責任は当該会員が負うものとし、これにより当会が損害を被ったときはその一切を賠償しなければならない。

第 3 条(取引の方法及び複数日開催 バイクオークション、共有在庫の起算日)

- 1.当会は、インターネット回線を利用したオークネット各市場により出品店・落札店間の中古二輪車取引の仲介を行う。なお、「出品」とは、会員が自己の保有する商品を、売却する目的をもってオークションにかけることをいい、出品した会員を「出品店」という。さらに、「落札」とは、出品された商品を会員が購入することをいい、落札した会員を「落札店」という。
- 2.複数日に渡る1開催オークションの場合、最終日をもって起算日とし、各規定に定める期日・期限については、起算日を含めるものとする。
- 3.共有在庫の起算日は毎週木曜日とする。(前週の金曜日から当週木曜日までの成約分)
- 4.成約とは、出品店と落札店との間で出品された商品につき、売買契約が成立することをいう。

第 4 条(任意解約)

市場規約第7条をもって、任意に参加契約を解除することができる。

第 5 条(除名及び契約の解除)

- 1.当会は、会員が下記項目に違反したときは、当該会員の除名ができるものとする。
 - ・市場規約、オークネオステーション利用契約または、当会の定めた規定等に違反したとき。
- 2.除名された会員は、同時に参加契約が解除され、事前通告無しの強制解約に対して異議の申立

をしないものとする。

3. 契約の解除

- (イ) 当会は、会員が市場規約、オークネオステーション利用契約または、当会の定めた規定等に違反したときは、何等の催告をもしないで即時に参加契約を解除することが出来る。
- (ロ) 当会は、2 項または上記イ. により契約の解除がなされた場合、契約の解除に伴う損害賠償、その他財産上及び非財産上の如何なる要求もできる。

第 6 条(禁止行為等)

1. 会員は、次の行為をしてはならない。

- ① 市場規約第8条の行為、国内の法律・規則等を違反すること。
- ② 会員以外の者を買主として、オークネット各市場に参加させること。
- ③ 出品・登録車両をオークネット各市場によらず出品店、落札店双方の談合によって取引すること。
- ④ 出品する車両が、盗難車その他法的な問題のあることまたは、その恐れがあることを知りながら出品すること。
- ⑤ 出品する車両につき、公租公課の滞納があることまたは、その恐れがあることを知りながら出品すること。
- ⑥ 当会が認めた場合を除き、譲渡証明書その他車両の譲渡、並びに登録又は届出に必要な書類を完備していない車両を出品すること。
- ⑦ 当会が定める認定検査員(以下「認定検査員」という。)が、出品を認めない車両を出品すること。
- ⑧ 上記に関連付帯すると当会が判断した行為、その他、当会が禁止する行為。

2. 輸出管理の遵守等

- ① 会員は、「外国為替及び外国貿易法」及びその他の安全保障輸出管理に関する法律、規則等(以下総称して「輸出管理関連法規」という)を含む国内外の関係法令を遵守するものとする。
 - ② 会員は、落札した車両を、武器や兵器の開発・製造に一切使用してはならない。
 - ③ 会員は、落札した車両を海外に持出し又は非居住者に提供する場合、輸出管理関連法規の規制対象に該当するか否かの判定を行い、該当するときは経済産業大臣の輸出許可を取得するなど、輸出管理関連法規に基づき適正な手続きをとるものとする。
3. 会員は、前 2 項を遵守することを表明保証し、当該表明保証に違反し、事由の如何に関わらず問題が発生した場合においては、自己の責任と負担をもって、解決するものとし、当会に損害等が発生した場合には、当該損害を賠償するものとする。

第 7 条(参加制限)

市場規約第9条により、当会はその会員のオークネット各市場への参加を制限することがある。

第 8 条(代金決済)

代金の決済は運営規定第2章第24条、第25条に定める。

第 9 条(手数料)

会員は、当会の定める方法により手数料を支払わなければならない。

第 10 条(預かり金)

当会において落札した車両で、残存車検の有るものは、定めにより名義変更預り金を当会に預けなければならない。

第 11 条(クレーム及びトラブル処理)

市場規約第12条により、当会が調停処理または裁定を行う。

第 12 条(規定の改訂)

当会が必要と認めた場合、運営規定ほか取引の方法にかかわる関係規定(参加マニュアルを含む)を必要に応じて改定することができる。この場合、監督諸官庁に届け出のうえ、当会は変更後の条項等について効力発生日を定め、当会の出品車一覧表等において事前に周知する。

第2章 出品・落札

第 13 条(目的)

本章は、良好な商品の提供及び市場取引の円滑な運営を図ることにより、業界の発展に寄与することを目的とする。

第 14 条(出品)

出品店は、次の条件を充たさなければ出品することができない。

- ①運営規定第1章第2条の要項を完了すること。
- ②運営規定第2章第16条の検査・点検義務及び運営規定第4章第38条第8項を理解し実行できること。
- ③クレーム等の問題がおきた場合は、建設的かつ円満解決に協力し当会が調停した場合は、裁定した結果に従えること。

第 15 条(取引)

オークネット各市場での取引は、オークネットのシステムにより処理されるため、会員はシステムによる全ての結果を遵守しなければならない。

第 16 条(出品店の検査・点検義務)

出品店は、車両の出品に際してエンドユーザーの立場に立ち、次の義務を負う。

- ①運営規定第3章の検査をふまえた上で、出品検査・点検・諸元情報の申告を実行すること。
- ②検査・点検に基づき、品質・瑕疵・仕様等の結果を誠実に申告すること。
- ③結果についての全責任を負い、クレーム等トラブルが生じたときは、その処理に責任をもつこと。

第 17 条(出品車両基準)

出品車両は、次の基準に適合したものでなければならない。

- ①運営規定第3章第35条の出品制限基準に抵触しない車両。
- ②移転登録または新規登録に必要な書類及び自賠責保険(ナンバー付の場合)の完備した車両。

第 18 条(出品手続)

出品店は、次の手順により出品を行う。

- ①当会に出品依頼の手続きをする。
- ②所定の出品車両申告書にあらかじめ必要事項を記入し、出品店の検査・点検義務に従い、不具合箇所等を明記する。
- ③出品店は出品車の写真をあらかじめ撮影する。
- ④検査員に出品車両申告書を渡す。
- ⑤出品車両申告書の内容に間違いの無いことを確認する。

第 19 条(出品申込みの期限及び制限)

- 1.出品申込みは、当会が定める締切日までに行うものとする。
- 2.当会は出品車両の台数を制限することがある。
- 3.出品は2台以上とする。但し、当会が許可した場合は、この限りではない。万一当日出品不可などにより2台に満たない場合は、別途検査手数料を負担しなければならない。
- 4.成約車両に走行不具合が3回発生した場合、以降の出品を制限される。

第 20 条(売りつくし調整権限)

- 1.当会は参加マニュアルに定めるところに従い、出品店が申告した売りつくし価格前及び出品店のスロー操作後において、売りつくし操作をすることがある。
- 2.当会は、顧客サービス及び適正な流通の維持等を目的とした応礼行為を行うことがある。

第 21 条(出品店の参加確認義務)

出品店は、次のことを遵守しなければならない。

- ①出品車両のスタート価格を当会が妥当と認めないときは、当会の行う制限及び指導に従うこと。
- ②出品店は、出品車両情報と出品車両の内容を必ず確認しなければならない。万一、スタート価格または、売りつくし価格の変更、出品取消及び出品車両情報の内容に相違等があった場合は、オークション前日の18時までに当会へ通知しなければならない。
- ③出品店は、新規出品車両が流札した場合、次開催のオークションに再出品することができる。再出品する場合は、オークション前々日18時までに当会へ通知しなければならない。
- ④端末機のポススイッチ及びパソコンのマウスの手動による「売りつくし」等の操作は、あくまでも補助手段であるので、取扱に対して出品店は責任を持って対応しなければならない。
- ⑤出品車両申告書の必要事項等が空欄の場合は、出品を取り消される。

第 22 条(落札店の参加義務)

落札店は、次の条件を順守しなければならない。

- ①運営規定第1章第2条に定める手続きを完了すること。
- ②落札店は、運営規定及びその他の各規定を十分に理解すること。
- ③落札店は、落札しようとする出品車の内容を十分把握した上でオークネット各市場に参加すること。
- ④落札車の代金、名義変更預り金、手数料等を規定通り支払うこと。
- ⑤車両の移転登録等を規定通り完了すること。
- ⑥落札車に対してのクレームが発生した場合は、建設的かつ円満な解決を図り、処理が難航した場合は、当会の裁定に従うこと。その場合、落札車のクレームによる落札車の代金、諸手数料等の支払い遅延及び名義変更遅延は一切認めない。

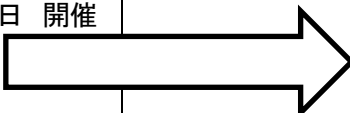
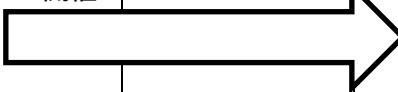
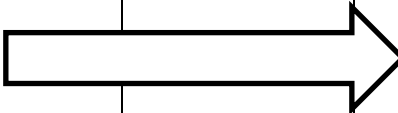
第 23 条(車両の移転登録)

- 1.譲渡書類に関しては円滑な移転登録ができるよう、次の事項を厳守しなければならない。
- ①譲渡書類は、成約車両について新規登録・移転登録・抹消登録に必要な書類であり全国どこの陸運支局でも登録可能な書類とする。

- ②126～250ccの場合はすべて返納渡したが、旧様式軽自動車届出済証返納済確認書の場合は譲渡人欄の氏名又は名称及び住所の記入と、軽自動車届出済証返納証明書「自動車重量税用」の添付が必要。また、軽自動車届出済証返納書の場合は譲渡証明書を必要とする。

2.書類の送付期限・有効期限及び自社名義条件

- ①出品店は、譲渡書類及び自賠責保険(ナンバー付の場合)をオークション起算日より7日以内(7日目の午前12時まで)に当会へ到着するよう追跡可能な送付方法で送付すること。尚、譲渡書類及び自賠責保険(ナンバー付の場合)が当会に午前中到着したものを当日到着扱いとし、午後に到着したものは翌日扱いとする。また、落札店から自賠責保険承認請求書の請求があった場合は原則応ずること。
- ②必要書類に関しては有効期限がオークション起算日より42日以上あるものでなければならない。
- ③車検残存期間がオークション開催日より翌月以内のものは原則として抹消書類渡しとする。

例1 車検10月末までの場合	9月22日 開催		抹消で出品
例2 車検11月1日までの場合	9月29日 開催		車検残ありで 出品可能
例3 車検11月1日まで例2の再出品の場合	10月6日 開催		抹消で出品
	9月	10月	11月

- ④出品店は、譲渡書類等の必要書類提出を遅延した場合、状況に応じて運営規定第2章第31条に基づき売買解除及び違約金、その他損害金等の責任を負うことになる。
- ⑤落札店は、オークネット各市場の起算日より42日以内に、税止め手続きを含む移転登録の手続きを完了しなければならない。万が一、税止めを怠った場合、当会の判断により落札参加制限をする場合がある。
- ⑥落札店は、移転登録を完了した場合には、直ちに登録の証明を添付の上、所定の方法により当会に通知しなければならない。
- ⑦出品店は、落札店がやむを得ない事情により譲渡書類の一部を紛失し、あるいは失効させた場合は、当会を通じて差し替えに協力するものとする。

- ⑧倒産及びダブル移転や死亡相続移転等、また、地域や特定の施設により取扱が違う譲渡書類など移転登録・書類差替が困難なものは、原則自社名義にして出品するものとする。
- ⑨前各号の他、譲渡書類は、道路運送車両法に定める自動車の新規登録、移転登録、抹消登録に必要な全ての書類をいうものとし、移転登録においては、自動車損害賠償責任保険証明書を含む。

第 24 条(出品店の成約代金の決済)

出品店に対する決済は、次の通りとする。

- ① オークネット各市場起算日の翌日、成約代金を支払う。但し、成約車の譲渡書類一式が運営規定第2章第23条に定められた到着日より遅延した場合、また運営規定第4章第41条に定められた個々会員の陸送が行われなかった場合は、遅延ペナルティが発生すると共に成約代金の支払いを停止する。
- ②出品料、成約料、陸送費、その他の費用及びクレーム負担金は、成約代金と相殺して決済する。

第 25 条(落札店の成約代金等の決済)

落札店に対する決済は、下記の通りとする。

- ① 落札車の代金、名義変更預り金、陸送費、諸手数料は、参加オークション起算日より7日以内に当会指定の口座に当会が15時まで着金確認できるように振り込むものとする。尚、当会は成約代金の入金を確認された後、譲渡書類一式を落札店へ送付するものとする。
- ② 手形・小切手類での支払いは、一切不可とする。
- ③ 会員は第 1 号の決済の他、支払延長サービス制度を利用し、別途手数料を支払うことにより決済期限を延長することができる。但し、支払延長サービス制度の必要な会員及び当会がその利用を認めない場合はその限りではない。

第 26 条(落札店の車両確認義務)

落札店は落札車両受領後すみやかに、落札車両とその落札明細書記載内容を確認する義務を負う。

第 27 条(与信限度)

- 1.当会は個々の会員に落札取引額の与信上限を定め、会員はその範囲内で取引を行うものとする。
但し、与信限度額は会員の希望により、当会が審査して決定する。
- 2.当会は会員の取引状況を検討の上、与信限度額を変更することがある。
- 3.運営規定第2章第27条第1項第2項によって決定された与信限度額に対して、会員は一切の異議の申立をしない。

第 28 条(遅延損害金)

会員が負担する債務の支払いを怠ったときは、日歩 5 銭の割合によって遅延損害金を支払うものとする。

第 29 条(保証限度額)

- 1.連帯保証人は、会員が当会に対して負担する一切の債務を保証し、会員と連帯して債務を履行す

る。但し、金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務は、主たる債務の範囲に含まれない。

- 2.連帯保証人の保証する限度額(極度額)は1,000万円とする。
- 3.会員は、当会が連帯保証人に対して履行の請求をしたときは、会員に対してもその履行の請求の効力が生じるものとするについて合意する。
- 4.連帯保証人が法人でない場合、会員は、保証契約に先立ち、連帯保証人に対し、①会員の財産及び収支の状況、②会員が主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況、③主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときはその旨及びその内容に関する情報を提供するものとし、連帯保証人はこれらの情報の提供を受けたことを確認する。
- 5.本条の規定は、連帯保証人の保証契約締結時期にかかわらず、全ての連帯保証人に適用される。

第 30 条(オークネット各市場参加の制限)

- 1.当会は会員に対し、成約代金、名義変更預り金、陸送費、諸手数料等の支払いを遅延している間は、次週以降のオークネット各市場において落札する権利を制限することができる。また、オークネット各市場参加中に落札車の金額と未決済の残額の合計が与信限度額を超えた場合、オークネット各市場への参加が制限される。
- 2.当会は会員に対し、成約車両の譲渡書類一式の引き渡し・名義変更の完了が著しく遅延した場合及び度重なる遅延がある場合、参加を制限することがある。

第 31 条(移転登録書類遅延及び譲渡書類の差替に関する罰則)

出品店が、移転登録に必要な書類の引渡しを遅延した場合、落札店が名義変更を遅延した場合、落札店が成約車両について引渡された譲渡書類を紛失及び失効させた場合、落札店が移転登録完了前に交通違反等による迷惑をかけた場合には、下記の違約金を支払わなければならない。

①譲渡書類引渡し遅延ペナルティ

出品店からの譲渡書類引渡しが遅延した場合、下記表に基づき出品店は落札店に対しペナルティを支払うものとする。

起算日より	ペナルティ
8 日以上 15 日未満の到着の場合	5, 000円
15 日以上 22 日未満の到着の場合	20, 000円
22 日以上 29 日未満の到着の場合	30, 000円
29 日以上で到着の場合	50, 000円
22 日以上の遅延の場合で、落札店が売買契約を解除した場合	50, 000円及び当該車両の全手数料・陸送代

但し、成約代金 10 万以下の場合は、上記ペナルティを半額とする。

(注)遅延日数の算出は、当会到着日より計算する。また、年末直前、夏季休暇をはじめとした長期休暇の直前等に開催するオークネット各市場の場合、当会の公示により遅延日数の算出を一部延長することがある。

② 名義変更遅延ペナルティ

オークネット各市場の起算日より42日以内に落札店が名義変更を怠った場合、起算日より 43 日以降は一律5, 000円、同60日以降はさらに5, 000円を出品店に支払わなければならない。但し、年度を越えるものは一律10, 000円とする。

尚、出品店からの必要譲渡書類一式、又は、一部の到着が遅延した場合、その遅延した日数を当会の判断により、差引く場合がある。

③譲渡書類及び、自動車検査証、抹消登録証明書の再交付ペナルティ

書類交付ペナルティ: 金10, 000円＋実費(再交付にかかわる費用)

(注)自動車損害賠償責任保険の再交付はできない。

④落札店は、移転登録完了前に車両運行による交通違反等の迷惑が出品店に及んだ場合、ペナルティとして金30, 000円を支払わなければならない。

第 32 条(解約)

運営規定第6章クレームによる。

第3章 検査

第 33 条(目的)

公正で妥当な品質チェックを行うことにより、オークネット各市場の健全な発展を目指すために本章を定める。

第 34 条(出品車両検査)

出品車両の検査は、公正かつ的確に客観的な立場で次の通り行う。

①出品店検査

- (1)出品しようとする車両の車体・機関・外装・足回り・電装・走行距離等に関して、検査点検を行い正確に提示すること。
- (2)検査員の行う出品車両の検査は、出品店による出品車両申告書の申告内容と、出品車両の車両状態とのチェックであるので、出品車確認シートと出品車両情報とのチェックを正確に実施すること。
- (3)成約後の提示不備によるクレームは、出品店が一切その責任を負う。

②当会検査確認

- (1)当会は出品店の提示した出品車両申告書に基づき、出品車両の検査をし、当会の定めた基準に則り評価点を付す。

第 35 条(出品制限基準)

- 1.当会は法的問題車(盗難車、職権外打刻車とその疑いがある車両等)の出品を認めない。
- 2.当会は出品する車両で検査員の付与した評価点により、車両の出品を制限することがある。
- 3.当会は出品する車両の車種及び年式等を制限することができる。
- 4.排ガス試験結果成績表などを含め書類必要車両にも関わらず、必要書類の無い車両。今後、法改正により必要となる登録書類も含む。

<ご参考>

2001 年 4 月 1 日より、251cc 以上の小型二輪車の輸入車には「排ガス試験」が義務付けられました。従いまして、2001 年 4 月 1 日以降に生産された小型二輪輸入車を「通関付き」にて出品される場合、新規登録の際に必要なため、「排ガス試験成績表」等を必要書類として添付して頂きます。

第 36 条(評価基準)

当会に出品する車両は、オークネット方式によるバイク評価基準に則り、検査員資格者が評価点を付与する。また、当会の判定は何人も訂正することができない。

①バイク評価基準表

9 点	・未登録車でメーカー出荷状態を保っているもの ・外観、機能が「優」のもの ・メーカーから在庫時に付く付属品があること ・取扱い説明書及びメンテナンスノートが付属すること ・改造が無い事 ・イラストの記載は 0 ポイントのもの
8 点	・一時登録の未使用車 ・一時登録含む新車は落札後1ヶ月以内であれば新車保証登録(継承)可能な状態 ・納車整備済み ・外観、機能が「優」のもの ・メーカーから在庫時に付く付属品があること ・取扱い説明書及びメンテナンスノートが付属すること ・改造が無い事 ・イラストの記載は 0 ポイントのもの
7 点	・登録 6 ヶ月以内、走行1, 000km未満で最良なもの
6 点	・走行5, 000km未満で極めて良好なもの
5 点	・小傷程度で全体に良好な状態を保つ、走行15, 000km未満のもの
4 点	・商品化には部品交換と修理が必要なもの ・職権打刻車両
3 点	・外観、機能部位の交換、脱着分解等、重度の修理を要するもの ・フレーム交換車
2 点	・サビ、傷等、車両ダメージが「大」で商品価値のないもの
1 点	・スクラップ車等、商品価値のないもの
0 点	・事故現状車両等の部品取り車両 ・書類無し車両

※実際の車両検査は、(1)事故、(2)外観、(3)機能、(4)改造についてそれぞれ評価を行い、それらを総合的に評価したものが上記の評価点(総合)となる。また、原付一種・二種の車両の7点・6点・5点の走行距離限度は上記表示の1/5とする。

②評価基準表

◆外観◆	
優	・無傷及び磨けば落ちる程度の小傷、小錆
上	・ダメージが各所に「小」程度あるもの ・要交換、欠品がないもの
中	・ダメージが各所に「中」程度あるもの ・要交換、欠品が多少あるもの
下	・全体的にダメージがあるもの ・大きなダメージが数カ所にあるもの ・要交換、欠品が各所にあるもの
劣	・全体的にダメージがあるもの ・全体的に要交換、欠品が各所にあるもの ・商品化困難なもの
◆機能◆	
優	・異常なし
上	・軽微な作業を伴う消耗品交換を要するもの ・「小」程度のダメージがあるもの
中	・多少の作業と部品交換要するもの ・EGダメージはEGカバー類の脱着で修理できるもの
下	・大きな作業と部品交換するもの ・フレームに修復跡のあるもの ・EG不動
劣	・フレーム曲り、歪み、切断(ステー類を除く) ・ハンスト折れ、欠品 ・EG不動(原因不明)焼き付きを含む
◆改造◆	
無	・無改造 ・軽微なパーツ交換で純正部品のあるもの
小	・取付けに加工を要さない改造及び、取付け方法が同じパーツ装着車両
中	・取付けに加工を要する改造及び、取付け方法が異なるパーツ装着車両(車検不適合部品装着車を含む) ・社外パーツ及び、部品の加工が各所に見られ、交換要するパーツ装備が 2 カ所までであるもの
大	・社外パーツ及び、部品の加工が各所に見られ、交換要するパーツ装備が数カ所あるもの ・大改造車両(車検不適合部品装着車を含む)

第4章 陸送

第 37 条(目的)

本章は、オークネット各市場及びその他車両の円滑かつ安全な陸送を目的とする。

第 38 条(商品車両の陸送手続き)

成約・落札した車両に関しては、原則として当会が陸送の手配を行い、当会指定の陸送会社が陸送を行う。会員店は、当会が指定する陸送業者に対し、円滑な陸送完遂のための最大限の努力を払うものとする。また、成約車の引渡し、搬送、荷役、受領、及び陸送費の負担に関しては、次の通りとする。

- ①会員は、当会が指定するデポ(集配所)のうち、最寄りのデポ(以下「登録デポ」という)を当会に対し、事前に登録しなければならない。
- ②会員は、成約・落札した車両の会員店と登録デポ間の陸送(以下「登録デポ陸送」という)に関して別途定める陸送費を負担しなければならない。但し、会員が登録デポ陸送を自社にて搬入及び引取り(以下「自社回送」という)を行う場合は、当会に事前に通知(登録)することにより当該陸送費の負担を免れる。
- ③落札店は、事前登録を変更する場合、セリ終了1時間以内に、当会へ申し出るものとする。
- ④落札店は、出品店登録デポと落札店登録デポの区間陸送(以下「デポ間陸送」という)に関して、別途定める陸送費を負担しなければならない。
- ⑤落札店は、出品店から直接当該車両の引取りを希望する場合は、セリ終了1時間以内に当会に申し出をし、すみやかに搬送しなければならない。
- ⑥落札店は、成約した車両が同一デポ内の落札となった場合は、デポ間陸送の陸送費の負担を免れる。
- ⑦落札店は、落札車両にデポ間陸送が発生しない場合でも、別途定めるデポ使用料を支払わなければならない。
- ⑧出品店は、成約車の引渡しに立会い、当会指定の車両陸送確認書のチェック及び捺印を行い、指定陸送業者より預り書を受取らなければならない。
- ⑨落札店は、成約車の受領に立会い車両陸送確認書のチェック及び捺印を行わなければならない。

第 39 条(取扱い対象外)

成約車の陸送において、下記事項に対してはクレームの対象外とする。

- ①当会指定以外の陸送業者を使用して陸送を行った場合。
- ②落札店が出品店から自社回送を行った場合。
- ③運営規定第4章第38条第1項第9号の確認書のチェックが行われなかった場合。
- ④付属品は参加マニュアル第11項に定める通りとする。

第 40 条(陸送業者の指定)

陸送業者は、オークネットバイク陸送会に入会し、会社名を登録しなければならない。

第 41 条(個々会員の陸送)

個々会員が自社回送を行う場合は、次の期日とする。

- ①出品店は、成約した車両の登録デポ陸送をオークション開催日の翌日とし17時まで(デポによっては、搬入締め切り時間が異なりますので、事前にお問合せ下さい。)に完了しなければならない。
※搬入日当日は引取りできません。
- ②落札店は、指定陸送業者から落札した車両が、登録デポに到着した旨の通知があった日から2日以内に自社回送しなければならない。万一、それを超える場合、別途定める保管料を負担しなければならない。
- ③出品店は、本条第1号に定めた期日を守らない場合に発生する車両引渡遅延ペナルティ料金を支払わなければならない。
- ④会員は、前3号を遵守しない場合、出品停止、自社回送の登録の取消などのペナルティを科される場合がある。
- ⑤車両引渡遅延ペナルティ料金は別途定める。

第 42 条(落札店自身による車両の引取り)

落札店は、運営規定第4章第38条の手続きにより、やむを得ず自社にて落札車を引き取る場合、下記のように定める。

- ①落札店が出品店店頭に直接引き取りをする際は、当会を通じて事前に落札車両が出品店にあるのかデポにあるかを確認し、出品店の承諾を得ること。
- ②落札店は、出品店店頭に直接引き取りをする際は出品店に引き取り者名を通知し、当会よりFAXした「落札明細書」のコピーを持参し引き取る。
- ③車両状態はその場で確認し、以後確認無きクレーム申し出については一切受付をしない。尚、修復歴等の品質に問題がある場合はその限りではない。

第 43 条(損害保障と免責事項)

陸送中に発生した事故のクレーム処理は、当会が中立の立場で裁定する。

また次の免責事項の内容については責任を負わないものとする。

【免責事項】

- ①地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地滑り、山崩れ等、天災による損傷。
- ②法令または公権力の発動による当会に責の無い運行の差し止めや開封、没収、差し押さえまたは第三者への引き渡しによる損害。
- ③虫害および鳥害による外観での損傷。
- ④旧車等は転倒で損傷させた場合を除き経年劣化による損傷。
- ⑤スタンドやフレーム等の補修箇所で補修不良と思われる破損。
- ⑥車両の欠陥、製造上の原因、整備不良による原因による外観品質の欠陥および機能上の不具合(エンジン・ミッション・電装系・バッテリー)や消耗品による不具合や経年劣化。
- ⑦車両が原因とする発火や爆発による損傷。
- ⑧車両を引き渡し当会に申告せず車両状態確認書にサイン後の外観等の損傷。

- ⑨お客様の指示で駐車した場所の不具合による車両の転倒損傷。
- ⑩当会に過失の無い交通障害や天災による車両の損傷および納期の遅延による損害。
- ⑪部品等を養生テープや紐等で固定した場合の紛失や損傷。
- ⑫イグニッションキーを固定しない場合のキー紛失

【陸送の注意事項】

- ①輸送車両のキーはイグニッションキーシリンダーに挿さずに紛失や損傷を防ぐ為にも必ずハンドルにタイラップや紐等で縛ってイグニッションキーが回って電源がONにならないようにして下さい。
ハーレー等のキーを刺さなくても回る車両は必ずイグニッションスイッチをロックして引き渡して下さい。
セキュリティが有る車両の場合は輸送モード等の設定にして下さい。
万が一セキュリティが作動やイグニッションがONになってバッテリーが放電しても責任は負いかねます。
- ②キーをタイラップや紐等で縛って無い場合はキーが紛失しても責任は負いかねます。
- ③パニアケースやボックス等に書類・部品等の荷物は一切入れないで下さい。
紛失や損傷の責任は負いかねます。
- ④オークション外物流の場合は輸送会社に引き渡す前の各部の写真が無い場合は万が一キズや凹み等のクレームが発生しても元の状態が確認できない為に
ご対応が困難となりますので予めご了承下さい。
- ⑤損害賠償としては陸送会社の責とする輸送中の滅失、紛失、毀損事故と認められた場合は
原状復帰する為に定められた部品代および工賃は賠償致しますが
車両の買い取りや利益損失等の費用について賠償は致しませんので予めご了承下さい。

第 44 条(陸送費)

当該オークション及びその他の陸送費、登録デポ使用料は、当会にて別途決めることとする。陸送費は都合により変更することがあり、変更する際は当会より事前に告知することとする。

第 45 条(オークション以外陸送)

オークション以外陸送(以下、「本陸送サービス」という)について、下記のように定める。

- ①本陸送サービスの利用方法・料金は別途定める。
- ②禁止事項
 - (1)不特定多数のユーザーに対する本陸送サービスの提供を禁止する。
 - (2)本陸送サービスに関わるデポ所在地、連絡先、内容及び陸送料金を不特定多数のユーザーに公開することを禁止する。
 - (3)本陸送サービス利用で、一般ユーザーによる会員店デポへの搬入及び搬出を禁止する。
- ③陸送中に発生した事故のクレーム処理は、当会指定陸送業者と会員店間で行うものとし、天災・地震など不可抗力に起因する車両損傷のものは免責とする。

- ④下記事項に該当した場合、本陸送サービスの利用制限を行う。
- (1)上記「禁止事項」に該当したとみなした場合。
 - (2)陸送が起因する事故、クレーム処理が円満に解決されない場合。
 - (3)本陸送サービスの利用方法を遵守しない場合。
- ⑤陸送費は都合により変更することがあり、変更する際は当会より事前に告知すること
する。

第5章 名義変更預り金

第 46 条(目的)

本章は、成約車両の移転登録手続きが、円滑に行われることを目的とする。

第 47 条(名義変更預り金)

車検期間がオークション開催月、共有在庫成約月の翌々月以上有る車両に対して、別途定める名義変更預り金が発生する。金額については別途定める。

第 48 条(計算・処理)

オークネット各市場の起算日より42日以内に名義変更完了通知が落札店より当会に到着しない時は、名義変更預り金の返金の権利を破棄したものとする。

第6章 クレーム

第 49 条(目的)

本章は、オークネット各市場において発生した多岐に渡る諸問題をスムーズに解決することを目的とする。

第 50 条(クレーム事由)

1. 落札店は、次の事由が生じた場合には、当該車両がデポ到着日を含め5日以内の当会営業時間内、また、配送依頼の場合は店頭到着日を含め3日以内の当会営業時間内に限り、売買契約の解除または、成約代金の減額を請求することができる。
 - ① 落札車両の外装・機関が落札明細書と著しく相違していると当会が認めるとき。
 - ② 落札車両が修復歴車であるとき。
 - ③ 出品車リストにある部品・パーツが欠品しているとき。(現物送付でも可)
2. 落札店は、次の事由が生じた場合には、当該車両の譲渡書類到着日を含め 7 日以内に限り、売買契約の解除または、成約代金の減額を請求することができる。
 - ① 落札車両の年式・グレード・モデル・車台番号、型式不明瞭なとき。(職権打刻は除く)
3. 落札店は、次の事由が生じた場合、落札店は出品店の故意過失の有無を問わず、期間は無制限にて契約のキャンセルができるものとする。
 - ① 落札車が盗難車であることが判明したとき。
本条項により契約が解除された場合、出品店は落札店の被った損害のうち、当会が認めた損害を賠償しなければならない。
4. 前3項に定める解除が生じた場合において、対象車両の成約代金の返還方法は、当会が出品店に代わり落札店に立替払いを行い、出品店が当会に対し当会が立替えた金額を支払う。
5. 前項の場合、出品店は当該対象車両の返還を受けていないことを理由として当会への支払を拒むことはできない。
6. 通関書付き車両で、『排気ガス試験結果成績表』など必要な車両の書類クレーム受付期間は、書類到着日を含め10日以内とする。
7. クレームの解決期間に関わらず落札店は成約代金の支払いを遅延する事はできない。

第 51 条(免責)

落札車両について、次の項目に該当する事由が存在する場合は、免責として契約の解除及び成約代金減額の対象とはしない。但し、当会が免責不相当と認めたものについては、この限りではない。

- ① 総合評価点が2点以下の車両
- ② 落札金額 30,000 円以下の車両
- ③ 外観評価点が『下』以下の外観に対するクレーム申請
- ④ 機能評価点が『劣』の機能に対するクレーム申請
- ⑤ 車両製造年で 20 年(月数に関係なく)以上経過の車両
- ⑥ 改造加工、社外品装着が原因による本来機能の不能
- ⑦ 存在しえないもの

- ⑧1台の車両に対し2度目以降のクレーム申請
- ⑨クレーム申請中に出品店の了承を得ないで加修・修理した費用
- ⑩クレーム期間を経過したクレーム申請
- ⑪外観・機関の加修が部品代として以下の程度である場合、但し画像にある部品の欠品は除く
国産メーカー車は 5,000 円程度、輸入メーカー車は 20,000 円程度を目安として適用します
- ⑫落札店が他に転売した後に行うクレーム申請
- ⑬当会が指定したメーカー以外の車両クレーム申請（別紙）
- ⑭事故現状車両に対するクレーム申請
- ⑮欠品及び改造申請に対し主催者が出品時の画像で、確認ができると判断できるもの
- ⑯メーカー保証で対応可能な場合の修理代及びその諸費用
- ⑰改造三輪車(サイドカー、トライク車含む)に関わる全てのクレーム
- ⑱海外生産車両及び並行輸入車両に関わるメーカー保証に対するクレーム及び正規車両又は並行
車両か否かのクレーム
- ⑲AIS 検査なし及び検査有効期限切れ車両のクレーム申請
- ⑳AJ 大阪コーナー出品車両のクレーム申請
- ㉑機能評価が以下の車両の場合における免責対応一覧
機能「中」 （ア）バッテリーの不良。
 （イ）パッド及びライニングの磨耗、不良等。
機能「下」 （ア）キャブレターのO/H。
 （イ）チェーン及びスプロケットの磨耗、不良等。
 （ウ）ベルト及びプーリーの磨耗、不良等。
 （エ）ディスクローターの磨耗、歪み等。
- ㉒コンペ(競技用車両)車両については仕様の用途が特殊な為に以下の申請は免責とする
外観評価点が「中」以下の外観に対するクレーム申請
機能評価点が「下」以下の機能に対するクレーム申請
- ㉓製造年で5年(月数関係なく)以上経過した車両のオーディオのクレーム申請
- ㉔地震、津波、高潮、暴風雨、地滑り、山崩れ等、天災による損傷と当会が判断した場合

第 52 条(キャンセル)

出品店及び落札店は、やむを得ない事情があるときはオークネット各市場開催日の当日の営業時間内に限り、当該車両の売買契約を解除することができる。この場合、当該車両の売買契約を解除する際は別途定めるキャンセル料を相手方に支払う。

第 53 条(協議)

個別売買契約の解除または対象車両の成約代金減額請求について、売買当事者双方で疑義の解決が図れない場合には、当会は公正中立の立場で和解案を提示し、出品店及び落札店は、当該和解案を尊重し円満な解決に努めるものとする。

第7章 盗難情報回答業務について

第 54 条(目的)

当会は、日本二輪車オークション協会(以下、「JABA」という)と警察庁に対し、当会が主催するオークネット各市場に出品される全ての車台番号を提供し、車台番号の照会をすることにより、盗難二輪車の流通発生の防止及び、二輪車市場の健全な発展と社会及び公共の利益に寄与することを目的とする。

第 55 条(盗難情報照会への同意)

出品店は、出品車両の車台打刻番号をJABA及び警察庁に提供し情報登録されることに同意する。

第 56 条(盗難情報回答業務)

1.出品車両の取消し

出品店は、盗難情報照会により出品車両が盗難確当(以下「HIT 車両」という)と判明した場合、直ちに出品取消に同意する。

2.出品料及び検査手数料の負担

出品店は、HIT 車両と判断され出品取消しと当会が判断した場合であっても、検査手数料及び出品料の負担は免れない。

3.盗難車両届出と当会への通知

出品店は、出品車両が HIT 車両と判明した場合、1週間以内に所轄警察署へ届出をし、届出後は速やかに、当会指定の書面をもって当会へ届出完了の通知をしなければならない。

4.オークネット各市場の利用制限

出品店が運営規定第7章第 56 条第 3 項に関わる届出及び当会への通知を期限内に行わない場合、出品店のオークネット各市場への利用制限をする。

5.禁止事項

- ①出品車両データ等の虚偽申告。
- ②HIT 車両の警察署への届出をせずに、車両を転売又は売却処分すること。
- ③盗難情報照会目的による、他業者所有車両を出品する行為。

第 57 条(盗難情報回答業務における免責)

本盗難情報は、警察庁保有情報により照会されるものであり、当会では、盗難車両の確定・情報の責任は一切負わない。

第8章 走行距離管理システムについて

第 58 条(目的)

当会は、JABA が管理運営する、走行距離管理システム(以下「走行管理システム」という)を利用し、二輪車市場における走行距離計改ざん等の不正行為の防止を図り、健全な二輪車市場の構築に寄与することを目的とする。

第 59 条(走行管理システムへの照会及び登録への同意)

- 1.出品店は、当会が出品車両データを、走行管理システムに照会すること、及び出品した車両データが走行管理システムへ登録されることに同意する。
- 2.出品店は、当会が共有在庫成約車両データを、走行管理システムに照会すること、及び走行管理システムへ登録されることに同意する。

第 60 条(走行管理システム)

- 1.当会は、出品車両の表示走行距離が走行管理システムに蓄積されている走行距離より少ない場合等、出品車両情報の走行距離欄に公正取引協議会の指示のもと「?・\$・*」の各マークの追記と蓄積された過去の車両走行距離及び過去に他会場で出品された日付、他会場名を表示することがある。
 - 2.走行管理システムへの車両データ訂正走行管理システムはJABAが管理するものであり、蓄積された車両情報の訂正は原則できないものとする。
- 3.禁止事項
- ①出品車両データ等の虚偽申告。

第9章 細則 手数料規定

第 61 条(手数料)

手数料の種類及び性質は、次の通りとし、手数料の金額は別途定める場合を除き、当会の定める方法により通知等(手数料の金額を変更する場合も同様)するものとする。

①出品手数料

出品店は、出品車両の数量及び申告した売りつくし金額に応じて、出品手数料を支払わなければならない。

②検査手数料

出品店は、出品車両の検査数量に応じて、検査手数料を支払わなければならない。

③成約手数料

出品店は、出品車両が成約した場合は、成約ごとに成約金額に応じて成約手数料を支払わなければならない。

④落札手数料

落札店は、出品車両を落札した場合は、落札ごとに落札金額に応じて落札手数料を支払わなければならない。

⑤特別手数料

特別に定められた方法でオークネット各市場に参加する場合は、特別手数料を支払わなければならない。

⑥商談手数料

流れ車両の当日及び後日商談により取引が成立した場合は、商談手数料を支払わなければならない。詳細は以下の通り。

- (1)オークション終了当日中に流れ車両の売買契約が会員間で成立したときは出品店とその商品を買受けた落札店は、当会に対し、所定の商談手数料を支払わなければならない
- (2)オークション終了後2日以内に流れ車両の売買が当会仲介により成立したときは出品店とその商品を買受けた落札店は当会に対し、所定の商談手数料を支払わなければならない。
- (3)前各号に関し、支払い期日及び方法は、運営規定第2章第24条第25条の規定を準用する。

⑦デポ使用料

運営規定第4章第38条第7項に定めるデポ使用料は一律2,000円とする。

⑧支払延長サービス

落札店は、成約代金等の決済に関して支払延長サービス制度を利用することにより決済を延長する場合、その落札価格と決済期限に応じて支払延長サービス手数料を支払わなければならない。

⑨売買契約の解除手数料

解除手数料は、商品の売買契約の解除を申し出た者が成約手数料と落札手数料を支払わなければならない。尚、成約手数料及び落札手数料はプレミアム会員手数料料金とする。

⑩その他手数料

(1)名義変更預り金

運営規定第5章第47条に定める名義変更預り金は一律10,000円とする。

(2) 当日キャンセル料

運営規定第6章第52条に定めたキャンセル料は一律50,000円とする。

但し、成約金額が5万円未満の場合に限り、キャンセル料を一律30,000円とする。

(3) 物流前キャンセル

オークション成約車両が、内容違いや陸送不可などにより車両物流前にキャンセルが成立した場合、以下対応とする。

ア. 一律10,000円を出品店または落札店にペナルティとして支払う

イ. 当該車両の成約手数料と落札手数料を出品店または落札店が負担する。

※陸送不可による物流前キャンセルは、申告期限を起算日より7日間とする。

(4) 車両引渡遅延ペナルティ

運営規定第4章第41条に定める車両引渡遅延ペナルティは、一律片道デポ間料金相当額を出品店負担とする。

(5) デポ保管料

運営規定第4章第41条に定めるデポ保管料は、1日300円とする。

(6) その他

その他諸手続きにおいて当会の定める手数料を支払わなければならない。

第 62 条(決済)

手数料の支払いは、オークネット各市場の起算日より7日以内に当会指定の口座へ当会が15時までに着金確認できるように振り込むこと。また、前条の手数料は成約代金と相殺することができる。

第 63 条(遅延損害金)

会員が負担する債務の支払いを怠ったときは日歩5銭の割合で遅延損害金を支払うものとする。

第 64 条(手数料の返還)

運営規定第6章の各号の規定により売買契約が解除される場合は、出品店より受領済みの出品手数料、成約手数料は返還しない。

第 65 条(規定の改訂)

手数料規定の改訂を当会が必要と認めた場合、随時任意に改訂し会員に通知する。

検査員資格基準

当会の検査員は、出品店の作成した出品車両申告書により品質検査を行うが、買手に正しい情報及び商品の内容を伝えるためにも間違いがないよう万全を期して、公正かつ厳格に検査に臨むことが必要である。

検査員は、オークションの信頼性を高めるためにも、当会の統一化された公正かつ一定のバイク検査基準に則り、客観的な目で出品車両の厳重なチェックを行う必要がある。

検査員資格の認定は、次の基準による。

1. 認定基準

(基本)

- ①運営規定等に精通している者。
- ②検査員としての礼儀及び規律を重んじる者。

(公正で信頼できる人格)

- ①オークネット各市場の公正かつ信頼性を高め、業界の発展に寄与できる者。
- ②事実を正確にとらえ、虚偽の報告等をする事のない者。

(修復歴事故車の判定及び修復・摘出力・各車両の識別判断力)

- ①各部・各所の瑕疵の正確な摘出力のある者。
- ②修復状態を見抜き、修復歴車としての判断ができる者。
- ③車名・形状等を把握し、識別判定の出来る者。

2. 資格基準

オークネットが検査業務を委託する(株)AISの開催する検査員研修受講による認定書の取得者。

3. 資格の取り消し及び停止

- ①認定基準に定める不正行為及び虚偽の報告等があった場合。
- ②正当な理由がなく定期研修会を受講しない場合。
- ③認定基準に定める検査技能が著しく低下した場合。

「ホンダ・モトオーク」制度に関する特約条項

本特約条項は、会員が「ホンダ・モトオーク」制度（以下「ホンダ・オークション」という）に参加する場合に限り適用されるもので、本条項に記載のない事項は、当会が定める基本契約、市場規約、運営規定等（以下「運営規定等」という）の定めが適用されるものとする。

第 1 条（参加の要件）

ホンダ・オークションに参加できる会員は、本田技研工業株式会社（以下「ホンダ」という）が指定する販売店とする。なお、当該会員は、当会が指定する集配所（以下「デポ」という。）の中から、最寄りのデポ（以下「登録デポ」という。）と、併せて登録デポから会員店間の商品の陸送を当会に委託の有無を事前に登録しなければならない。

第 2 条（参加）

前条で定める会員が、ホンダ・オークションに参加しようとする場合、当会が別に定める方法により、申込を行い、所定の審査を経て参加できるものとする（以下、「参加会員」という）。

第 3 条（参加会員の種別）

参加会員は、以下2種とする。

- ①H会員：以下J会員を除く、運営規程等で定める会員の権利義務に特段の制限のない参加会員をいう。
- ②J会員：運営規程等で定める会員の権利義務のうち、当会が別途定める制限を加えた参加会員をいう。

第 4 条（手数料）

- 1.参加会員の手数料は、運営規程等の定めを準用する。
- 2.前項の定めに関わらず、J会員に関しては、当会が別途定める準会員の手数料を適用する。
- 3.前2項の手数料は、当会が予め参加会員に通知等することにより、変更することができる。

第 5 条（ホンダ・オークションの開催）

ホンダ・オークションは、毎週別途通知等の指定日または曜日の開始時刻より終了まで開催する。

以上